平成２２年（フ）第２１０号
富山県砺波市東石丸359－１　グレインハウス307、住民票上の住所富山県射水市射水町１丁目８番地５
債務者　山田美千代
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第５８８号
石川県石川郡野々市町字位川213番地　オレンジハイツ11号、従前の住所石川県かほく市長柄町ヨ146番地１
債務者　早川　修一
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５８９号
金沢市三馬３丁目20番地
債務者　小澤　靖子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５９６号
金沢市大野町７丁目90番地１
債務者　伴　法喜世
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３２２３号
名古屋市千種区菊坂町２丁目２番地の２シャトレータカギ４Ｂ号
債務者　黒澤　　和
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３４２号
愛知県北名古屋市片場郷560番地１　師勝ハウス203号
債務者　村瀬弥一朗
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３９５号
名古屋市北区成願寺１丁目10番６号
債務者　藤田　直子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９０号
滋賀県彦根市日夏町788番地28
債務者　本條　聖子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２９１号
滋賀県東近江市宮川町244番地601
債務者　西出佐知子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第５８号
兵庫県篠山市野々垣602番地９
債務者　森　　信也
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
兵庫県篠山市野々垣602番地９
債務者　森　　邦子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第８９９号
兵庫県加古川市平岡町二俣546番地の３　レオパレスサカタ202号
債務者　高田　陽一
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９０２号
兵庫県加古川市加古川町稲屋1231番地の４
債務者　立石　由美
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９０６号
兵庫県姫路市増位新町２丁目36番地市営花北２棟210号
債務者　オカフォ智代
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９１５号
兵庫県加古川市野口町長砂976番地の１サーパス加古川305号
債務者　藤田　高秀
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１６６７号
広島市南区東雲本町２丁目18番13―502号
債務者　桝井みさか
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７３７号
広島市安佐南区川内１丁目８番53号
債務者　ＯＫＡＭＯＴＯ・ＥＮＧＩＮＥＥＲこと　岡本　弘文
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部